

○相原久美子君

今、構造改革の結果、人が当たり前に暮らすことが難しくなっています。

昨年、NHKで放映された大きな反響を呼んだ番組の単行本が「ワーキングプア 日本を蝕む病」として発刊され、版を重ねています。格差社会の象徴ともいうべきワーキングプアとは、怠けているから貧しいのではなく、懸命に働き続けても生活保護水準以下の収入しか得られない人々です。ワーキングプアから抜け出せず路上生活を続ける若者たち、景気回復から取り残された中小の店主や農家の人、睡眠時間を削って二つの仕事をこなすシングルマザー、年金だけでは暮らしていけず、空き缶拾いで日々を送るお年寄り夫婦などが取材班の目を通してレポートされています。

民間団体の調査やマスコミの報道任せにせず、行政としてワーキングプア解消のための施策に速やかに着手するために、全国調査による実態把握をすべきだと考えますが、総理はいかがお考えでしょうか。

そこで、これらの国民の不安の声の中から何点かについて現状認識と今後の対応をお伺いしたいと思います。

第一は、生計費である賃金の下支えを行う最低賃金制度についてです。憲法第二十五条に保障されている健康で文化的生活を営むための根幹の部分であるとしてお聞きください。

八月に中央最低賃金審議会が答申した今年度の上げ幅目安は全国平均で十四円です。これで行くと、時給六百八十七円程度、従来に比べれば引上げ幅は上がっているというものの、一か月、所定内時間どおり働いても十二万円ほどにしかなりません。そして、このような状況で働いている労働者の多くは短期雇用を繰り返す派遣や臨時であったりと、時間給以外に諸手当が出ない、交通費すら出ないことが多いことを御存じでしょうか。年収わずか二百万円に満たないのですよ。総理は、これで安心して憲法で保障された生活ができるとお考えでしょうか。

か。御認識を伺います。

○内閣総理大臣（福田康夫君）

次に、最低賃金の水準でございますが、継続審議となっている最低賃金法改正法案においては、最低賃金制度がセーフティネットとしてより適切に機能するよう、地域別最低賃金について、生活保護との整合性も考慮して水準を決定することを明確にしたところでございまして、早期に法案を成立させていただきたいと考えております。また、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中長期的な引上げ方針につきまして政労使の合意形成を図ることににより、最低賃金の引上げの環境整備を進めてまいります。

○福島みずほ君

社民党は、これまでも安定した雇用こそ安心できる生活の基本であると主張をしてきました。労働者派遣法を規制する方向で改正し、製造業については派遣を認めない、また登録型派遣を見直すべきと考えますが、いかがですか。また、最低賃金についても、暮らせる賃金にするためにも、経過措置をとり、中小企業へ配慮しつつも時給千円以上を実現すべきと考えますが、いかがですか。

○内閣総理大臣（福田康夫君）

最低賃金の引上げについてお尋ねがございました。

最低賃金については、今年度は例年を上回る引上げが実現したところでございますが、継続審議となっている改正法案については、地域別最低賃金について生活保護との整合性も考慮して水準を設定することを明確にしたところであり、早期に成立させていただきたいと考えております。さらに、成長力底上げ戦略推進円卓会議において、中小企業等の生産性の向上と最低賃金の中長期的な引上げの基本方針について政労使の合意形成を図ることにより、最低賃金の引上げの環境整備を進めてまいります。

なお、御指摘のような水準に最低賃金を大幅に引き上げることについては、中小企業を中心として事業経営が圧迫される結果、かえって雇用が失われるおそれ大きいとも考えます。

○古屋（範）委員

次に、最低賃金法改正案についてお伺いをいたします。

さきの通常国会では、政府が提出をいたしました最低賃金法改正案について議論が行われたところでございます。私としても、この政府提出案につきまして、三十九年ぶりとなる抜本的な改正である、働く人々のセーフティーネットとして十分に機能し、所得格差の是正に資することができることを期待しているところでございます。前任の柳澤大臣からも、最低賃金の引き上げに取り組み強い御答弁もいただいております。

改正法案につきましては、現在こうして審議が行われておりますが、今年度の最低賃金額の改定につきまして、昨年の時給平均五円だったものが十四円という例年を上回る引き上げが実現したものと考えております。今後もこの最低賃金の引き上げに取り組まれる大臣の御決意をお伺いしたいと思います。

○舛添国務大臣 今委員がおっしゃいましたように、まさにセーフティーネット、安全網としてこの最低賃金がある。そして、ことは、前年の五円に比べて十四円上がった。

私は、経団連とも連合とも常に議論をし、常に意見を交換しております。政労使一体となって経済成長を図りながら、その果実をきちんと働く人たちに与える、それは当然の権利である、そういう思いで、長期的な戦略も持って政労使の対話を進めているところでございますので、ぜひ改正案を実現させていただいて、本当に働く人たちにどう安心できる日本の国づくりをしたい。福田内閣のスローガンは希望と安心でございます。

○古屋（範）委員 大臣の御決意を伺うことができました。やはりこうした成長の果実が、大企業から中小へ、そしてそれが一人一人の働く方々へ、トリクルダウン、行き渡っていくことを私も望むところでございます。

○細川委員

それでは、最低賃金についてお尋ねをいたします。

ことしの中央最低賃金審議会は、八月十日、二〇〇七年度の地域別最低賃金の引き上げの目安を一時期間当たり十四円とするなどの内容の答申を行いました。そしてその後、九月四日までに各都道府県の審議会では最低賃金が決まり、加重平均で十四円四十四銭の引き上げが決まったところでございます。

この法案の審議の中で、最賃引き上げの必要性は、これはもう政府も与党も認めているところであります。しかし、この額では、これは余りにも低いのではないかと、今に私は思っております。そこで、この問題は、今回の法改正によつて最低賃金がどれくらい底上げができるかという問題でございます。

この前の通常国会の審議では、今回の法改正で最低賃金の決定基準に關して変わったことは九条三項のみということを確認いたしました。それは、「労働者の生計費を考慮するに当たつては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」というふうにしたところでございます。

通常国会での議論を聞きますと、生活保護と最低賃金を生活扶助基準と住宅扶助をもとに比較していたが、本来、これではまずい。例えば、通勤にかかる交通費は必ず支給されるものではありませんし、また肉体の消耗が激しい労働をすれば、それだけカロリーも消耗しますし、食費もかかり、平均的な食費とはやはり差が出るだろうというふうに思います。また、住宅扶助についても、特別基準で考えればさらに大きくなるものでございます。

さらに言えば、生活保護には別途医療扶助というものがあつて、病気になるれば公費によつて診療が受けられますが、政府案を見ますと、最低賃金を決める際にこれを考慮しているかどうかかわからないわけでございます。医療扶助についてはもともと扶助金額が非常に大き

い。例えば平成十七年は、生活保護受給者一人当たり医療扶助費は月額平均で七万五千六百四十一円でございます。これが一般の扶助基準に従つて支払われる費用とは別に実費として支給をされております。

医療費は高齢者と若年者とは違うという指摘もあるかと思つておられますが、十五歳から三十四歳の平均値でも二万二千六百九十二円ということになっております。単純に時間給に換算いたしますと、それでも百二十九円となります。もちろん、一般の労働者は健康保険に加入をいたしておりますので、三割負担ということでも、三〇%を掛けますと三十九円、こういう数字になりますけれども、この数字が政府の資料には入っていないところであります。

そこでお問い合わせいたしますけれども、生計費の中で医療費も考えるべきだ、生計費の中に医療費も考慮すべきであるというのには私は当然だといふふうに思つておりますが、最低賃金しかもらつていない人が病気をしたらどうなるのか、当然医療扶助も加えて議論すべきではないかと考えますが、大臣、いかがでございますでしょうか。

○舛添國務大臣 委員の御質問は、最低賃金、この考え方と憲法二十五条で規定された生活保護、これの整理をどうするかということだと思つております。

生活保護の場合は、医療については現物を給付することになっておりますから、生活保護を受けられている方はもう現物でいくわけです。さあ、そこで、最低賃金の中に、先ほど住宅手当というのを入れられましたけれども、どこまでの要素を入れるんだろうか、これは極めて大きな議論があるところだと思つております。私は、やはり概念として、生活保護という概念と最低賃金というのはちよつと違うのかな。

ですから、民主党さんの案にあるように、本人と家族の生活を支える、ただ、生活というのはどこまで行くのかな。生活保護は現物給付という概念を持つてきています。ですから、これはもう少し国会においても御議論願えればと思

いますけれども、私は、本当に困つて、これは生活保護として支えないといけない人は、やはり現物給付というのは非常に、住宅手当を含めてですが、いい手だと思つております。

ちよつと長くなって恐縮ですが、私が海外で勉強しているときは、例えば本代といつてお金を上げるんじゃないかと、それを流用する、これで何の生活も困らない、それを流用する、ともない。ちよつと一例ですが、わかりやすく言つて。

しかし、では最低賃金の中に今言ったような要素を入れるのかどうか、これは私も今のところ入れた方がいいかというのは、実を言つて非常に悩んでいるところで、もう少し皆さん方と議論をしたいというのが今の立場ですけれども、生活保護と最低賃金、少なくともそれは概念は分けて考えた方がいいんじゃないか。

したがつて、今あえて答弁をしろつと、ちよつと医療費まで入れるのはいいか、なという気がしているといふふうにお答えをしておきたいと思つております。

○細川委員 私は、この政府案の「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」というこの言葉の持つあいまいさが非常に気になると思います。病気になるばはつきりと生活保護以下水準になつてしまふ、こういうことであれば、憲法二十五条の最低限度の生活を下回るということを容認するということにもなりま

す。私は、整合性といつたあいまいな表現ではなく、ちよつと明確な表現にすべきではないかといふふうにご考へておられますけれども、これはいかがでしょうか。局長。

○青木政府参考人 今委員が御指摘になりましたように、最低賃金の水準につきましては、三つの要素で第九条は規定されているわけですが、そのうちの二つ、生計費といふところでございますが、こつちの三つの要素を考慮して定めなさいと。具体的な水準については、公労使で構成されております最低賃金審議会、

ここで具体的な水準、額を決めていくわけでありませうけれども、その際にはこの三つを考慮しなさいということが規定をされているわけでありませう。

今回、お触れになりましたように、生計費の考慮をするに当たつて、では生活保護との関係をどうしようかといふことで、「生活保護に係る施策との整合性に配慮する」、こつちの要素についての配慮事項を規定したといふことでございます。そして、先ほど申し上げましたように、具体的な水準については審議会での審議を経た上決定をするということになつておられるわけでございます。したがつて、この関係についてはこつちのふつと、書きぶりとしてはそのような規定をしたといふことでございます。

ただ、生活保護との関係でいへば、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮しなければいけない、といふ基本的な考え方でこつちの規定をしたといふことでございます。

○細川委員 民主党案では、全国最低賃金及び地域最低賃金につきましては、その決定の基準といふのを労働者及びその家族の生活費、こつちのふつとにはつきりさせました。つまり、その基準は、単に労働者側だけではなくて、一人の子供の扶養を前提とした基準でございます。なぜならば、この最低賃金を独身者の生活費、生計費といふことにすれば、これはもう結婚をしたりあるいは子供を産んだり育てたり、こつちの余裕はなくなるわけでございます。

私たちが提案しております、労働者が個々の人生を設計するために家族の生計費も含めて決定すべきだといふふうにご考へますけれども、局長はどういふふうにご考へておられますか。

○青木政府参考人 労働者の生計費といふものをどういふふうにご考へるかといふことだと思つておられますが、これは具体的にどのよう労働者を前提として考へていくのか、こつちの最低賃金の決定の仕方と関連する問題であるといふふうにご考へておられます。

現在決定されている地域別の最低賃金とい

のは、年齢階層にかかわらず一律に決定されて  
おります。単身労働者も扶養家族を有する労働  
者もいずれも対象としております。それから  
また、一般的には賃金カーブは入職時が最も  
低くてその後上昇していくことでもござい  
ますので、こうしたことを前提とすると、最低  
賃金の決定に当たりまして、直接参考とするの  
は若年単身労働者の生計費とすることが適当  
ではないかというふうに考えております。

○阿部（知）委員  
続いて、最低賃金のことをお伺い申し上げます。

厚生労働省の方でことしの八月に発表されました、最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施というものがございます。これは簡単に結果を申し上げますれば、監督をした一万一千百二十事業場があり、そのうち地域別の最賃違反の率が大体六・二％、産業別最低賃金適用事業場の違反率が一〇・四％という数値が上がっております。これは平均すれば六・四％の違反となっております。

青木さんにお問い合わせいたしますが、産業別の賃金の最賃制度は今回変更がされず。今までのような罰則を伴ったものではなくなってくる。しかし、現状において、地域別の最賃以上に産業別最賃の違反率が高く出ているという状況もあるわけです。特に、職種も決まっておりますが、ちよつと時間の関係で言いません。

こういう実態がありながら産業別賃金については、逆に言うと、本来はこれはヨーロッパのように横並びにつくられていくべきものと思っておりますが、今回重きを置かれておりませんが、果たしてこれで大丈夫でしょうか。

○青木政府参考人 今回の最賃法の改正案におきましては、セーフティネットをきつちりさせるということで、全国に四十七定められております地方の地域別の最低賃金、これにつきましては罰則を大幅に強化する、あるいはきちんとしてこれを定めなければいけないこととするというふうなことで強化をいたすわけでありませう。

一方、お取り上げになりました産業別の最低賃金につきましては、従来から地域別の最低賃金より高い額のものを設定するというところで運用がなされてきております。一方で、最低賃金といいながら、これは屋上屋を重ねるものではないかという議論もございました。

産業別の最低賃金につきましては、地域別の最低賃金をセーフティネットとしてきつちりさせるべきかと、これは特定の

賃金というところで、いわば民事的効果、それは残しつつ、労使の自治に任せるといって改正を今度お願いしているわけでございます。

したがって、新しい産業別最賃がなくなりましても、新しい特定賃金ということで、民事的な賃金の底上げといえますか、そういったものには有効だというふうに思っております。

○阿部（知）委員 それで大丈夫でしょうかというのが私の問いでして、実は、食料品製造業とか衣類その他の繊維製品製造業のところで産業別の最低賃金違反が多いわけです。どういふ方々が働いているかも、もう少しお調べになれば内容が出てまいりますので、きょうは指摘にとどめさせていただきますし、もう一点お願いいたします。

実は、事業場の違反以外に、どんな方々が最低賃金額以下の賃金しか払われていないか。二千五十一人の最賃以下の方がございますが、その多くが女性。女性が六七・五％。パート、アルバイトが千六百六十八人、続いて障害者が一三八％の二百八十四人おられます。今、最低賃金を定めるときに、最賃以下で働かせている作業所等々の問題がことしの二月も指摘されておりましたが、それに対して厚生労働省が基発というものを出版されて、一応、例えば、これはあくまで福祉就労、あるいは、計画立った就労のプログラムだという形での就労と、いやいや、こちらは労働者性がある就労というふうに分けられました。私は、この障害者雇用、障害者の就労促進という観点から見ると、やはり根本が見えていないように思います。

大臣に伺います。

ヨーロッパでは保護雇用制度というのがございまして、障害のある人にもなるべく雇用を促進する、働いていただく、そのためには、幾つかの条件を設けて、例えば賃金の補てんもこれは税から行うという仕組みもございまして、簡単に、こちらは福祉就労、こちらは雇用だというふうに分けないで、なるべく一人でも多く雇用の側に取り込むための保護雇用制度というものがござい

ざいます。厚生労働省でも、研究班で御検討されたことがございます。

大臣には、こつちが福祉、こつちが雇用と簡単な割り切りをすることなく、障害者自立支援法でもそうですが、働ける、そういう道を障害のある方にもっともっと開くようにぜひ検討をお願いしたいかがでしょうか。

○舛添国務大臣 一九七二年にノーマライゼーションという概念でノルウェーから始まりまして今のような考え方、これは、私は、こういうことを一つ一つ、もうそれは七〇年代です。三十五年前の話です、やっとな今そういう議論ができるかなという感じがしておりますので、今の問題意識、私も共有しておりますので、やはり障害があっても健常者と同じように働き、生活していける、そういう先進国にこの国をしたいと思っております。

○阿部（知）委員 最低賃金以下で、違反で指摘される方が、さつき申しました女性やパートや障害のおありの方あるいは外国人というのが我が国の労働現場の実態であるとすれば、やはりそれは、働くこと、すなわち社会の中で働くということがきちんとルール化されていないんだと思います。

私は、厚生労働省が行われたこの調査、きょうちよつと資料がお手元に間に合いませんでしたが、みずから行われたことですから、その調査のつとつてきちんと施策をしていただきたい、そしてまた来週、ここで問題になりました方々の働き方と長時間労働について質問をさせていただきます。